

外部機関によるストレスチェックに関する実態調査結果の概要

平成 26 年 10 月
厚生労働省安全衛生部労働衛生課

ストレスチェック制度の検討にあたり、現在すでに、外部機関が企業向けに提供しているストレスチェックに関するサービスについて、その実態を把握するため、(独)労働者健康福祉機構の登録相談機関(心の健康に関する相談を行う専門機関)及び日本 EAP 協会にご協力いただき、本年 9 月に別添のアンケート票により調査を行った。回答のあった機関は 20 機関であり、結果の概要は以下のとおりである。

※調査の主な対象は、外部 EAP(従業員支援プログラム)機関であり、健診機関は対象としていない。

1 外部機関のサービス・体制について

●提供しているサービスの内容(複数回答あり)

○ほとんどの機関が、ストレスチェックのほか、メンタルヘルスに関する相談・カウンセリングサービスを提供している。精神疾患の診断治療や健診を行っている機関は限られている。

ストレスチェック	20 機関	(100%)
メンタルヘルスに関する相談・カウンセリング	19 機関	(95%)
メンタルヘルスに関する医師による面談	12 機関	(60%)
精神疾患の診断・治療	2 機関	(10%)
健康診断	2 機関	(10%)
健康診断後の保健指導	3 機関	(15%)
その他	11 機関	(55%)

●ストレスチェックに関して提供しているサービスの内容(複数回答あり)

○ほとんどの機関が、ストレスチェックの結果を踏まえた相談・カウンセリングを行っているほか、ストレスチェック結果を利用した組織分析(集団分析)、分析結果に基づくコンサルティング・研修等を提供している。

個々人に対するストレスチェックの実施(個人への結果の提供を含む)	20 機関	(100%)
個々人に対するストレスチェック結果を踏まえた相談・カウンセリング	19 機関	(95%)
個々人に対するストレスチェック結果を踏まえた医師による面談	4 機関	(20%)
個々人のストレスチェック結果を利用した組織分析(集団分析)結果の提供	19 機関	(95%)
組織分析結果に基づくコンサルティング・研修等の提供	20 機関	(100%)

ストレスチェックに関するアンケートへのご協力をお願い

厚生労働省では、第186回通常国会で可決・成立し、公布されました改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度の施行に向けまして、具体的な内容を検討するに当たり、現在すでに企業向けにストレスチェックに関するサービスの提供を実施している各機関の事例を把握したいと考えています。

つきましては、可能な範囲で以下の事項につきましてアンケートにご協力いただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

なお、ご提供いただいた情報は、個別の機関名が特定される形で外部に提供することはありません。

はじめに

このアンケートでいう「ストレスチェック」とは、労働者に調査票（オンラインによるものも含む。）に記入してもらい、個人又は集団のストレスの状況について定量的（点数）評価を行うものを指します。

これに該当するものを実施している場合に、以下の質問へのご回答をよろしく願います。ご回答にあたっては、該当する選択肢の口欄に「○」を記入、又は（ ）欄に文字、数字を記載して下さい。

1. 貴機関について

貴機関名（ ）

ご担当者名（ ） ご連絡先（ ）

■顧客（企業）に対してどのようなサービスを提供していますか？（複数回答可）

- ストレスチェック
- メンタルヘルスに関する相談・カウンセリング
- メンタルヘルスに関する医師による面談
- 精神疾患の診断・治療
- 健康診断
- 健康診断後の保健指導
- その他

■ストレスチェックに関して、どのようなサービスを提供していますか？（複数回答可）

- 個々人に対するストレスチェックの実施（個人への結果の提供を含む）
- 個々人に対するストレスチェック結果を踏まえた相談・カウンセリング
- 個々人に対するストレスチェック結果を踏まえた医師による面談
- 個々人のストレスチェック結果を利用した組織分析（集団分析）結果の提供
- 組織分析結果に基づくコンサルティング・研修等の提供
- その他

■ストレスチェックに関するサービスを提供する体制として、医療職、看護職等の体制はどうなっていますか？

- 医師（ ）人
 （内訳 直接雇用の人数（ ）人
 産業医資格を有する医師の人数（ ）人
 精神科医の人数（ ）人）
- 保健師（ ）人 うち直接雇用の人数（ ）人
- 看護師（ ）人 うち直接雇用の人数（ ）人

- 精神保健福祉士（ ）人　うち直接雇用的人数（ ）人
 心理職（ ）人　　うち直接雇用的人数（ ）人
 その他の専門家（ ）人

■ ストレスチェックに関するサービスの提供先についてお答え下さい。

サービス提供先の企業数（顧客数）（ ）社・対象人数（ ）人
提供先の特徴（規模）

- 大手企業中心
 中小企業も含む
 中小企業中心

提供先の企業の主要な業種（ ）

※以降の設問は、御社が提供しているストレスチェックに関するサービスのうち、最も主要な例についてご回答をお願いします。

2 ストレスチェックに用いる調査票と高ストレス者の判定基準について

■ ストレスチェックに用いている調査票は以下のどれですか？

- 独自に開発した調査票：項目数（ ）項目
 職業性ストレス簡易調査票：項目数（57）項目
 職業性ストレス簡易調査票＋項目追加：項目数（ ）項目
 職業性ストレス簡易調査票から項目抜粋：項目数（ ）項目
 他の既存の調査票
 CES-D
 GHQ12
 その他

■ 高ストレス者の判定基準はどのようにして設定していますか？

- ストレス反応の高い者を一定の基準で選定
 ストレス反応以外に、ストレス要因や周囲のサポートの度合いも勘案して基準を設定
 その他の方法

■ 高ストレス者の具体的な判定基準は以下のどれですか？

- 高得点者から一定の割合（ ）％を高ストレス者と判定
 満点（ ）点のところ（ ）点以上を高ストレス者と判定
 ⇒ この場合、概ね上位（ ）％
 その他の方法

3 ストレスチェックの実施方法について

■ ストレスチェックはどのような媒体で実施していますか？

- オンラインのみで実施
 紙配付のみで実施
 オンラインと紙配布を併用して実施

■ ストレスチェックはどのような頻度で実施していますか？

- 年に1度実施
うち健康診断と同時に実施
年に複数回（ 回）実施
随時実施

■ストレスチェックの受検率ほどの程度ですか？

おおむね（ %）～（ %）

4 個人のストレスチェック結果の通知・保存・情報管理

■ストレスチェックの結果をどこまで提供していますか？

- 本人にのみ提供
全員分、企業の産業保健スタッフにも提供
全員分、企業の人事部門にも提供
要求された場合のみ、企業の産業保健スタッフにも提供
要求された場合のみ、企業の人事部門にも提供
高ストレス者の分だけ、企業の産業保健スタッフにも提供
高ストレス者の分だけ、企業の人事部門にも提供
その他（)

■ストレスチェックの結果を企業の産業保健スタッフ／人事部門に提供している場合、本人の同意を取っていますか？

（産業保健スタッフに提供している場合）

- 同意は取っていない
ストレスチェック時に文書、口頭、ウェブ上で説明している
ストレスチェック時に書面で同意を取っている
ストレスチェック時に口頭で同意を取っている
ストレスチェック時にウェブ上でチェックを入れさせるなどの方法で同意を取っている

（人事部門に提供している場合）

- 同意は取っていない
ストレスチェック時に文書、口頭、ウェブ上で説明している
ストレスチェック時に書面で同意を取っている
ストレスチェック時に口頭で同意を取っている
ストレスチェック時にウェブ上でチェックを入れさせるなどの方法で同意を取っている

■個々人のストレスチェックの結果を保存していますか？

- 保存している（ 年間保存）
保存していない

■情報管理についてどのような資格、規格を取得していますか？

()

5 ストレスチェック結果を踏まえた対応

■ストレスチェック後の対応として、どういった対応を行っていますか？

心理職、保健師などによるカウンセリング・相談を実施

希望者全員

高ストレス者全員

高ストレス者のうち希望者

その他

⇒ カウンセリング・相談の結果、医師による面談が必要とされた場合の対応

医師による面談を実施

産業医に情報を提供（本人の同意取得の有無 有／無）

専門医療機関を紹介

医師による面談を実施

■ カウンセリングや面談を受けない者に対してはどうか対応していますか？

電話、メール等により働きかけ

特段対応は行っていない

その他の方法

■ カウンセリング・面談結果は事業者提供していますか？

産業医等の産業保健スタッフに提供（本人同意取らず）

産業医等の産業保健スタッフに提供（本人の同意が取れた場合に限定）

人事部門に提供（本人同意取らず）

人事部門に提供（本人の同意が取れた場合に限定）

提供せず

6 組織分析の方法

■ 組織分析を行っている場合、どういう単位で実施していますか？

分析実施の単位：（ 人）以上の組織ごとを実施

■ 組織分析の結果は事業者提供していますか？

人事部門に提供

産業保健スタッフに提供

7 ストレスチェック制度の施行に向けた要望

※その他ご要望がありましたらご記入下さい。

その他	4 機関 (20%)
-----	------------

●サービス提供のための医療職、看護職等の体制

- ストレスチェックに関するサービスを提供する体制として、医師（直接雇用でない医師を含む。）がいるのは 13 機関となっているが、医師 1 名体制が多数である。
- 2 機関では 50 人以上の医師（直接雇用でない精神科医）がおり、嘱託や提携により連携体制がとられていることが推測される。

	有	医師の人数				
		50 人以上	10 人以上	5 人以上	2 人以上	1 人のみ
医師	13 機関	2	-	1	2	8
うち直接雇用	3 機関	-	-	-	-	3
産業医資格を有する医師	10 機関	-	-	1	3	6
精神科医	13 機関	2	-	-	2	9

- 保健師・看護師がいる機関は多くない。その一方、ほとんどの機関に心理職がおり、精神保健福祉士も約半数の機関にいる。

	有	当該有資格者の人数				
		50 人以上	10 人以上	5 人以上	2 人以上	1 人のみ
保健師	5 機関	-	1	-	3	1
うち直接雇用	3 機関	-	1	-	1	1
看護師	4 機関	1	1	1	-	1
うち直接雇用	4 機関	1	-	1	-	2
精神保健福祉士	9 機関	-	2	2	3	2
うち直接雇用	9 機関	-	1	-	3	5
心理職	19 機関	5	2	4	4	4
うち直接雇用	17 機関	-	4	4	4	5
その他の専門家	6 機関	-	2	-	1	3

●ストレスチェックに関するサービスの提供先

- サービス提供先の企業数と対象労働者数：2 社 400 人から 500 社 100 万人まで様々
- 主な業種としては、製造業、IT、自治体等が挙げられている。

2 ストレスチェックの調査票と高ストレス者の判定基準について

●ストレスチェックに用いている調査票

- 「独自に開発した調査票」「職業性ストレス簡易調査票」「職業性ストレス簡易調査票に項目追加」のいずれか（機関によっては複数回答）が使用されている。57項目から項目を抜粋して使用している機関はなかった。

独自に開発した調査票	10 機関 (50%)	項目数： 100項目以上：3 機関 50項目以上：6 機関 50項目未満：1 機関
職業性ストレス簡易調査票（57項目）	9 機関 (45%)	
職業性ストレス簡易調査票＋項目追加	7 機関 (35%)	
職業性ストレス簡易調査票から項目抜粋	0 機関 (0%)	
他の既存の調査票	2 機関 (10%)	SDS、GHQ60、残業時間等

●高ストレス者の判定基準の設定方法

- ストレス反応だけでなく、ストレス要因や周囲のサポートも勘案して基準を設定している機関も多く見られた。顧客の要望に応じて基準を選択している機関もあった。

ストレス反応の高い者を一定の基準で選定	8 機関 (40%)
ストレス反応以外に、ストレス要因や周囲のサポートの度合いも勘案して基準を設定	12 機関 (60%)
その他の方法	2 機関 (10%)

●高ストレス者の具体的な判定基準

- 基準点を設けそれを超えた場合を高ストレス者と判定している機関が5機関あった。

高得点者から一定の割合を高ストレス者と判定 （一定の割合として、5%、10-20%、50%の回答あり）	4 機関 (20%)
基準点を設け、それを超えた場合を高ストレス者と判定 （この場合の該当者割合は上位7~10%の範囲（4機関））	5 機関 (25%)
その他の方法	12 機関 (60%)

3 ストレスチェックの実施方法について

●ストレスチェックの実施媒体

○オンラインと調査票（紙）配布を併用している機関が65%を占める。

オンラインのみで実施	1 機関	(5%)
調査票（紙）配布のみで実施	6 機関	(30%)
オンラインと調査票（紙）配布を併用して実施	13 機関	(65%)

●ストレスチェックの実施頻度

○ほとんどの機関が健診とは別に年1回実施を基本としている。

年に一度実施	17 機関	(85%)
うち健康診断と同時に実施	1 機関	(5%)
年に2回実施	2 機関	(10%)
随時実施	7 機関	(35%)

●ストレスチェックの受検率

○約半数の機関で受検率9割以上となっている。

90%以上	11 機関	(55%)
80%以上	3 機関	(15%)
70%以上	4 機関	(20%)
その他	2 機関	(10%)

4 個人のストレスチェック結果の通知・保存・情報管理

●結果の提供先（複数回答あり）

○「本人にのみ提供」と回答した機関が最多。

○「本人にのみ提供」を含めた複数回答をした機関が6機関あり、顧客の要望に応じ、個人の結果を企業の産業保健スタッフ等に提供していることが推測される。

本人にのみ提供	10 機関	(50%)
全員分、企業の産業保健スタッフにも提供	7 機関	(35%)
全員分、企業の人事部門にも提供	1 機関	(5%)
要求された場合のみ、企業の産業保健スタッフにも提供	4 機関	(20%)
要求された場合のみ、企業の人事部門にも提供	1 機関	(5%)
高ストレス者の分だけ、企業の産業保健スタッフにも提供	3 機関	(15%)

高ストレス者の分だけ、企業の人事部門にも提供	1 機関 (5%)
その他	5 機関 (25%)

●ストレスチェック結果を産業保健スタッフや人事部門に提供する際の同意の取得

○いずれの機関においても何らかの形で説明するか、同意を取るか、いずれかの対応を行っている。

	産業保健スタッフに提供する場合	人事部門に提供する場合
同意はとっていない	0 機関(0%)	0 機関(0%)
ストレスチェック時に文書、口頭、ウェブ上で説明している	8 機関(40%)	3 機関(15%)
ストレスチェック時に口頭で同意を取っている	1 機関(5%)	1 機関(5%)
ストレスチェック時に書面で同意を取っている	5 機関(25%)	4 機関(20%)
ストレスチェック時にウェブ上でチェックを入れさせるなどの方法で同意を取っている	6 機関(30%)	4 機関(20%)

●個人のストレスチェックの結果の保存

○ほぼ全ての機関で保存している。

○保存期間は、5年保存が最多(9機関)で、次いで1年、3年、10年(各2機関)が続いた。

保存している	19 機関(95%)
保存していない	0 機関(0%)
無回答	1 機関(5%)

○情報管理については、ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）認証やプライバシーマークを取得しているとの回答が8機関あった。

5 ストレスチェック結果を踏まえた対応

●ストレスチェック後の対応状況

○すべての機関で心理職などによるカウンセリング・相談を実施

○その結果、医師による面談が必要な場合、産業医に情報提供を行うケースが多い。

心理職、保健師などによるカウンセリング・相談を実施	20 機関 (100%)
希望者全員	12 機関 (60%)
高ストレス者全員	6 機関 (30%)
高ストレス者のうち希望者	9 機関 (45%)
その他	3 機関 (15%)

⇒カウンセリング・相談の結果、医師による面談が必要とされた場合		
	医師による面談を実施	4 機関 (20%)
	産業医に情報を提供 (11 機関は本人同意を取得、2 機関は無回答)	13 機関 (65%)
	専門医療機関を紹介	14 機関 (70%)
	医師による面談を実施	1 機関 (5%)

●**カウンセリングや面談を受けない者への対応**

○約半数の機関で、電話、メール等による働きかけを行っている。

電話、メール等により働きかけ	11 機関 (55%)
特段対応は行っていない	5 機関 (25%)
その他の方法	6 機関 (30%)

●**カウンセリング・面談結果の事業者への提供**

○15 機関で、本人同意を得た場合にのみ、産業医等にカウンセリング、面談結果を提供

○本人同意を取らずに情報提供を行っている機関は 1 機関のみ（緊急対応時）

産業医等の産業保健スタッフに提供（本人同意取らず）	0 機関 (0%)
産業医等の産業保健スタッフに提供（本人の同意が取れた場合に限定）	15 機関 (75%)
人事部門に提供（本人同意取らず）	1 機関 (5%)
人事部門に提供（本人の同意が取れた場合に限定）	14 機関 (70%)
提供せず	3 機関 (15%)

6 **組織分析の方法**

○組織分析の実施の単位は、10 人とする機関が最多。

20 人	1 機関 (5%)
10 人	11 機関 (55%)
10 人（場合によっては 5 人）	2 機関 (10%)
7 人	1 機関 (5%)
5 人	2 機関 (10%)
無記入	3 機関 (15%)

○組織分析の提供先は、人事部門と産業保健スタッフの両方を回答した機関が多数

人事部門に提供	19 機関 (95%)
産業保健スタッフに提供	15 機関 (75%)

※上記以外に、(機関の)データセンターから直接対象部署に提供しているのが 1 機関あった

